

令和3年度 茨城県外国人観光客受入環境整備事業補助金

募集要項

- (1) 多言語表記の整備
- (2) Wi-Fi 環境の整備
- (3) 消費税免税店開設準業及び電子決済端末導入整備

**【募集期間】**

令和3年8月25日（水）～ 令和3年12月28日（火）

※予算が無くなり次第終了

（問い合わせ先）

茨城県営業戦略部国際観光課国際企画グループ

住 所：〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

電 話：029-301-3632

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

〔目次〕

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助事業期間	1
5. 補助対象経費	1
6. 補助率等	2
7. 「インバウンド受入環境診断」について	2
8. 事業のスキーム	3
9. 問い合わせ先	4

## 1 事業の目的（要綱第1条関係）

この事業は、本県を訪れる外国人観光客が安心して快適に滞在できるよう、観光関連施設における多言語表記や公衆無線LAN等の整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド受入環境の整備促進に資することを目的としています。

## 2 補助金を申請できる者（要綱第2条第1項関係）

次の(1)、(2)いずれも満たす事業者。

- (1) 茨城県内において外国人観光客受入に積極的であり、高い集客力を有する施設、又は集客力が見込まれる観光関連事業者。
- (2) 「インバウンド受入環境診断」を受け、専門家により外国人観光客への訴求力が高いと判断された事業者。

## 3 補助の対象とする事業（要綱第2条第2項関係）

次の(1)～(3)のうち、インバウンド受入環境診断により必要と認められた事業。

- (1) 外国語によるHP開設経費、多言語案内表示作成費等に係る多言語化整備事業
- (2) 無料で利用が可能な公衆無線LAN整備に係る事業
- (3) 消費税免税店開設準備事業及び電子決済端末導入事業

## 4 補助事業期間（要綱第10条関係）

本補助事業期間は、交付決定日から令和4年3月11日までとなります。

## 5 補助対象経費等（要綱第2条、別表2関係）

補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

### (1) 補助対象経費

#### 多言語表記の整備

- (1) 多言語表記による案内板、誘導板の作製及び設置に要する経費
- (2) 既設案内板、既設誘導板の盤面張替による多言語表記の整備に要する経費
- (3) 多言語表記による施設の概要、利用方法、展示品等の説明書き等の整備に要する経費
- (4) パンフレット等の多言語化に要する経費
- (5) 多言語表記のホームページ・動画等の作成に要する経費
- (6) 既存ホームページの多言語化に要する経費
- (7) その他インターネットでの情報発信強化に要する経費（旅行サイト等の情報掲載手続き代行、検索強化など）
- (8) 多言語案内ツールの整備に要する経費（携帯型翻訳機、オーディオ型解説案内など）  
※既存の外国語版パンフレット等広報物の改訂及び増刷に要する経費は対象外

Wi-Fi 環境整備事業
(1) Wi-Fi 環境整備に必要な機器の購入費 (2) 上記に係る回線設置・増設に伴う屋内外の配線工事に要する経費 ※施設従業員のみが使用する場所は対象外
消費税免税店開設準備事業及び電子決済端末導入事業
(1) 免税手続用機器（パスポートリーダー等）及び電子決済端末（電子マネー決済用リーダー等）の購入費、免税手続用機器及び電子決済端末の利用のための新規通信回線の開設費、クレジットカード決済機器（クレジットカード決済端末、暗証番号入力用キーパッド等）の備品購入費その他知事が必要と認める経費 (2) 免税店又は決済端末が使用できる施設であることを表示するのぼり、ステッカー等の作成費、免税手続に必要な消耗品の購入費その他知事が必要と認める経費（(1)の経費に併せて申請する場合に限る。）

(2) 申請・経理処理上の留意事項

- ①交付決定前に機器購入、工事着工等したものは、原則補助対象外となります。
- ②消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。
- ③補助金の支払は、補助事業完了後の精算払いとします。

## 6 補助額

補助対象事業に要した経費により算出（補助額上限：1事業者当たり300千円）  
ただし、予算残額の状況に応じ、補助額は変更となります。

## 7 「インバウンド受入環境診断」について

(1) 対象

インバウンドに興味があり本補助事業の活用を検討している観光事業者  
※診断のみも可能

(2) 申込期日

令和3年8月25日（水）～9月27日（月）

(3) 申込方法

別紙「インバウンド受入環境診断申込書」を電子メール又はFAXで送付。

e-mail : kokusaikanko@pref. ibaraki. lg. jp

FAX : 029-301-3608

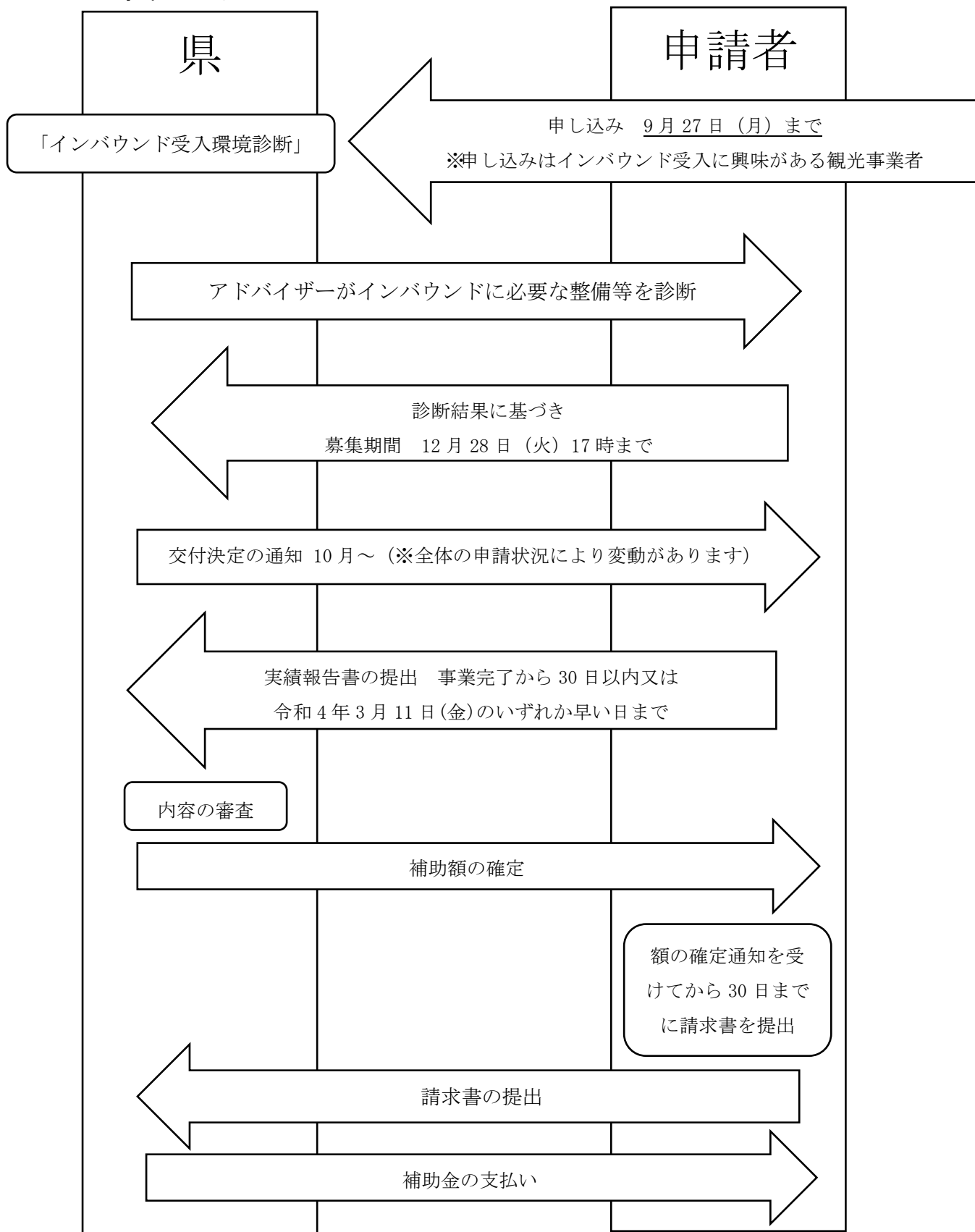
(4) 診断料

無料

(5) 実施方法

専門家が施設を訪問し、お話しを伺いながらインバウンド促進に必要な多言語表示や整備等を診断します。（オンラインでの診断も可能。）

## 8 事業のスキーム



## 9 申請書提出

(1) 募集期間：令和3年8月25日（水）～ 令和3年12月28日（火）17時まで  
（郵送の場合、当日消印有効）

(2) 提出先：茨城県営業戦略部国際観光課国際企画グループ

**【持参の場合】**

茨城県庁4階（水戸市笠原町978番6）

**【郵送の場合】**

〒310-8555

水戸市笠原町978番6

国際観光課国際企画グループ宛て

(3) 問い合わせ先 国際企画グループ

電話 029-301-3632

e-mail : kokusaikanko@pref.ibaraki.lg.jp